

重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーション Blue Stars

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第5条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約（以下「本契約」といいます）締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 Find Strength
代表者氏名	代表社員 岩本 美幸
本社所在地	熊本県八代市松江本町3-12ファミール101 電話0965-37-8603 F A X 0965-37-8609
法人設立 年月日	2024年4月17日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地

事業所名称	訪問看護ステーション Blue Stars
介護保険 指定事業所番号	熊本県指定 4360290334
事業所所在地	熊本県八代市松崎町266-4
連絡先 管理者名	電話0965-37-8603 F A X 0965-37-8609 大笹 太士
事業所の通常の 事業の実施地域	八代市 氷川町 松橋町

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者に対し、その主治医から交付された文章による指示及び訪問看護計画書に基づき、その心身機能の維持・回復を行うことを目的といたします。
運営の方針	可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものといたします。

（3）事業所的口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日※ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	9:00～18:00

（4）サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日（祝日を含む）
サービス提供 時間	9:00～18:00 ※ただし、日曜日・祝日に関してはこの限りではない

(5) 事業所の職員体制

管理者	大笹 太士
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (看護師兼務)
看護師等のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握および訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 必要に応じて担当者会議への出席等により、相談支援専門員・福祉サービスの提供者及び保険医療サービスとの連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記録した訪問看護報告書を作成します。	3名以上 (うち1名管理者兼務)
看護師等	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護記録書を作成します。 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるとともに、主治医の指示のもと看護職員の代わりに訪問します。	3名以上 (うち1名管理者兼務)
職員事務	1 必要に応じて請求事務及び、通信連絡事務等を行います。	(看護師代行)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①日常生活の維持／生活技能の獲得・拡大 ②対人関係の維持・構築 ③家族関係の調整 ④病状の悪化や増悪を防ぐ ⑤身体症状の発症や進行を防ぐ ⑥ケアの連携 ⑦社会資源の活用 ⑧利用者のエンパワーメント ⑨療養生活や介護方法の指導 ⑩褥瘡の予防、処置 ⑪リハビリテーション ⑫カテーテル等の管理 ⑬その他医師の指示による医療処置

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用回数について

原則として、1日1回とし、週3回まで保険適応となっています（主治医からの特別な指示は、この限りではありません）。1回の訪問時間は、原則30分となっていますが、病状等により1時間30分未満とさせていただきます。

主治医の指示により、30分未満の指定訪問看護を行うことがあります。

※病状の悪化に対して、主治医との連携を図り、主治医の指示のもと適宜応じるものといたします。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

①利用料金について

後期高齢者医療受給者の場合：保険の負担割合分
各種健康保険法の対象者の場合：保険の負担割合
分別表第1の定めによる。

②各種加算に関わる費用

別表第2の定めによる。

③その他の利用料

電気、ガス、水道等の光熱費、おむつ等は実費で利用者様のご負担となります。
交通費、キャンセル料につきましては請求致しません。

別表第1

【精神科訪問看護基本療養費Ⅰ】▶精神

訪問看護を実施する職種	週3回まで(1日)	週4日目以降(1日)
保健師、看護師、作業療法士による場合	30分以上5550円 30分未満4250円	30分以上6550円 30分未満5100円
准看護師による場合	30分以上5050円 30分未満3870円	30分以上6050円 30分未満4720円

【精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(1日つき)同一建物居住者】▶精神

訪問看護を実施する職種	同日に同一住居訪問	週3日まで(1日)	週4日目以降(1日)
保健師、看護師、作業療法士による場合	利用者様2人	30分以上5550円 30分未満4250円	30分以上6550円 30分未満5100円
	利用者様3人以上	30分以上2780円 30分未満2130円	30分以上3280円 30分未満2550円
准看護師による割合	利用者様2人	30分以上5050円 30分未満3870円	30分以上6050円 30分未満4720円
	利用者様3人以上	30分以上2530円 30分未満1940円	30分以上3030円 30分未満2360円

【精神科訪問看護基本療養費Ⅳ】▶精神

入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊をする際、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画に基づき算定いたします。

※厚生労働大臣が定める者(特掲診療科・別表第7・8)	入院中2回まで8500円
その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者	入院中1回まで8500円

厚生労働大臣が定める者（特掲診療科・別表第7・8）

別表第7

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

別表第8

1. 在宅麻酔等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は期間カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人口校門又は人口膀胱を設定している状態にある者
4. 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【医療観察訪問看護基本料Ⅰ】▶医療観察

訪問看護を実施する職種	週3日まで(1日)	週4日目以降(1日)
保健師、看護師、作業療法士	30分以上 5 5 5 0 円	30分以上 6 5 5 0 円
による場合（准看護師を除く）	30分未満 4 2 5 0 円	30分未満 5 1 0 0 円

【医療観察訪問看護基本料Ⅲ（1日つき）同一建物居住者】▶医療観察

訪問看護を実施する職種	同日に同一住居訪問	週3日まで(1日)	週4日目以降(1日)
保健師、看護師、作業療法士による場合 (准看護師を除く)	利用者様 2人	30分以上 5 5 5 0 円	30分以上 6 5 5 0 円
		30分未満 4 2 5 0 円	30分未満 5 1 0 0 円
	利用者様 3人以上	30分以上 2 7 8 0 円 30分未満 2 1 3 0 円	30分以上 3 2 8 0 円 30分未満 2 5 5 0 円

【訪問看護基本療養費Ⅰ】▶医療一般

訪問看護を実施する職種	週3日まで(1日)	週4日目以降(1日)
保健師、看護師による場合	5 5 5 0 円	6 5 5 0 円
作業療法士による場合	5 5 5 0 円	5 5 5 0 円
准看護師による場合	5 0 5 0 円	6 0 5 0 円

【訪問看護基本療養費Ⅱ(1日つき) 同一建物居住者】医療一般

訪問看護を実施する職種	同日に同一住所訪問	週3日まで(1日)	週3日目以降(1日)
保健師、看護師による場合	利用者2人	5 5 5 0 円	6 5 5 0 円
	利用者3人以上	2 7 8 0 円	3 2 8 0 円
作業療法士による場合	利用者2人	5 5 5 0 円	5 5 5 0 円
	利用者3人以上	2 7 8 0 円	2 7 8 0 円
准看護師による場合	利用者2人	5 0 5 0 円	6 0 5 0 円
	利用者3人以上	2 5 3 0 円	3 0 3 0 円

【訪問看護管理療養費】▶精神 ▶医療一般

精神科訪問看護計画書又は訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行います。また、当ステーションは安全管理体制を整備しています。

また、災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じています。

月の初日	7 7 1 0 円
月 2 日以降	1 日につき 3 0 1 0 円

事業所の届出の状況により月 2 日以降の訪問看護管理療養費が 2 5 0 0 円又は 3 0 0 0 円になります。

【医療観察訪問看護管理料】▶医観観察

精神科訪問看護計画書または訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行います。また当ステーションは安全管理体制を整備しています。

また、災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じています。

月の初日	7 7 1 0 円
月 2 日以降	1 日につき 3 0 1 0 円

【訪問看護情報提供療養費】▶精神 ▶医療一般

市町村等実施する保健福祉サービスとの連携を強化し、総合的な在宅療養を推進するために行います。

訪問看護情報提供書	訪問看護情報提供療養費Ⅰ※1	1 5 0 0 円/月 1 回
	訪問看護情報提供療養費Ⅱ※2	1 5 0 0 円/各学年 1 回
	訪問看護情報提供療養費Ⅲ※3	1 5 0 0 円/月 1 回

※1 市町村、都道府、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業の求めに応じ、情報提供した場合。

※2 保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育園事業、事業所内保育事業を行う者、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校へ入学時・転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校、特別支援学校からの求めに応じで情報を提供した場合。

※3 保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院し、または入所する利用者について情報提供をした場合。

【医療観察訪問看護情報提供料】▶医観観察訪問看護

医療観察訪問看護 情報提供料	(Ⅰ) ケア会議あり	2 0 0 0 円/月
	(Ⅱ) ケア会議なし	1 5 0 0 円/月

別表第2

【訪問看護医療DX情報活用加算】▶精神 ▶医療一般

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月に1回に限り算定します。

訪問看護医療DX情報活用加算	5 0 円/月
----------------	---------

【訪問看護ベースアップ評価料（1）】▶精神 ▶医療一般

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護ベースアップ評価料として月に1回に限り算定します。

令和8年度	1 0 5 0 円/月
令和9年6月以降	1 8 3 0 円/月

【訪問看護医療情報連携加算】▶精神 ▶医療一般

主治医、訪問診療医、保険薬局、他の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと、ICT等を活用して必要な医療・看護情報を共有し、在宅療養を安全に継続するための連携体制を評価するものです。共有する情報は、病名、検査結果、処方内容、バイタルサイン、日々の訪問記録など、在宅での療養や訪問看護の提供に必要な範囲に限ります。情報は、関連法規に基づいて適切に管理し、第三者へ無断で提供する事はありません。

月 1 回	1 0 0 0 円
-------	-----------

【訪問看護物価対応料】▶精神 ▶医療一般

当事業所では、訪問看護サービスの提供にあたり「訪問看護物価対応料」を算定させて頂く場合があります。訪問看護物価対応料とは、物価や人件費の上昇に伴い、訪問看護サービスを継続して提供する為に認められている料金です。

令和8年度	
月の初日	60円
月2日以降	20円/日
令和9年6月以降	
月の初日	120円
月2日以降	40円/日

【乳幼児加算】▶医療一般

6歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合に算定します。

1日につき1回に限り	1400円
(厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1800円)	

【長時間訪問看護加算】▶精神 ▶医療一般

長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合は、週1回(15歳未満の超重症児、準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者：特掲診療料の施設基準等 別表第8に掲げる利用者については週3回)に限り算定します。

なお、長時間の訪問を要する利用者は次のように定められています。

- (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者：特掲診療料等・別表第8に掲げる利用者
- (3) 特別訪問看護指示書・精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

長時間訪問看護加算	5200円
-----------	-------

【夜間 早朝加算】▶精神 ▶医療一般

利用者の求めに応じて、当該時刻に訪問看護を行った場合に算定します。訪問看護ステーションの都合により当該時間に指定訪問看護を行った場合は算定しません。

同一建物2人以下		2100円
同一建物3人以上9人以下	月15日目まで	2100円
	月16日目以降	1900円
同一建物10人以上19人以下	月15日目まで	1800円
	月16日目以降	1300円
同一建物20人以上49人以下	月15日目まで	1200円
	月16日目以降	950円
同一建物50人以上	月15日目まで	1000円
	月16日目以降	800円
夜間 (午後6時～午後10時まで) 早朝 (午前6時～午前8時まで)		

【複数名訪問看護加算】▶精神 ▶医観観察

複数名で訪問看護を行う必要がある利用者に対して、主治医の指示に基づき、同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合に算定します。（３０分未満の場合を除く）

主：保健師・看護師 同行者：保健師又は看護師又は作業療法士と同時に訪問を行う場合	
同一建物２人以下	４５００円
同一建物３人以上９人以下	４０００円
同一建物１０人以上１９人以下	３４００円
同一建物２０人以上４９人以下	３０００円
同一建物５０人以上	２７００円
主：保健師・看護師 同行者：准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
同一建物２人以下	３８００円
同一建物３人以上９人以下	３４００円
同一建物１０人以上１９人以下	２８００円
同一建物２０人以上４９人以下	２５００円
同一建物５０人以上	２２００円
主：保健師・看護師 同行者：看護補助者（精神保健福祉士等）と同時に訪問を行う場合	
同一建物２人以下	３０００円
同一建物３人以上９人以下	２７００円
同一建物１０人以上１９人以下	２１００円
同一建物２０人以上４９人以下	１９００円
同一建物５０人以上	１６００円

【複数名訪問看護加算】▶医療一般

特掲診療料の施設基準等別表第7・8に掲げる疾病等の者

特別訪問看護指示書に関わる指定訪問看護を受けている者

利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者に限る）

主：保健師・看護師 同行者：保健師又は看護師又は作業療法士と同時に訪問を行う場合	
同一建物2人以下	4 5 0 0 円
同一建物3人以上9人以下	4 0 0 0 円
同一建物10人以上19人以下	3 4 0 0 円
同一建物20人以上49人以下	3 0 0 0 円
同一建物50人以上	2 7 0 0 円
主：保健師・看護師 同行者：准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
同一建物2人以下	3 8 0 0 円
同一建物3人以上9人以下	3 4 0 0 円
同一建物10人以上19人以下	2 8 0 0 円
同一建物20人以上49人以下	2 5 0 0 円
同一建物50人以上	2 2 0 0 円
その他職員と同行（下記以外）	
同一建物2人以下	3 0 0 0 円
同一建物3人以上9人以下	2 7 0 0 円
同一建物10人以上19人以下	2 1 0 0 円
同一建物20人以上49人以下	1 9 0 0 円
同一建物50人以上	1 6 0 0 円
その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合） 1日1回	
同一建物2人以下	3 0 0 0 円
同一建物3人以上9人以下	2 7 0 0 円
同一建物10人以上19人以下	2 1 0 0 円
同一建物20人以上49人以下	1 9 0 0 円
同一建物50人以上	1 6 0 0 円

【退院時共同指導加算】▶精神 ▶医療一般 ▶医観観察

在宅での療養生活へ円滑に移行するための支援を評価するものです。医療機関に入院中（又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所中）で、退院（退所）後に訪問看護を受ける予定の利用者又はその家族に対して、退院（退所）後の在宅療養についての指導を、入院（入所）先の施設の医師や看護師等と訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が共同でおこなった場合に算定します。

初日の指定訪問看護実施時に1回

8000円

※厚生労働大臣が認める疾病は、対象者2回算定できる

【退院支援指導加算】▶精神 ▶医療一般 ▶医観観察

厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者に対して、退院日に看護師等（准看護師を除く）が療養上の指導を行った時に算定します。なお、退院支援指導を要する利用者は次のように定められています。

（1）厚生労働大臣が定める疾病の利用者：

特掲診療料の施設基準等・別表7に掲げる利用者

（2）厚生労働大臣が定める疾病等の利用者：

特掲診療料の施設基準等 別表第8に掲げる利用者

退院日の翌日以降初日の指定訪問看護実施時

8400円

（3）上記以外のもので、退院日の訪問看護が必要であると認められた者

退院日の翌日以降初日の指定訪問看護実施時

6000円

【在宅患者連携指導加算】▶精神 ▶医療一般 ▶医観観察

訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、利用者（又は家族等）の同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と、月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った月1回に限り算定します。

月1回に限り

3000円

【在宅患者緊急時等カンファレンス加算】▶精神 ▶医療一般 ▶医観観察

利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に、月2回に限り算定します。なお、カンファレンスの目的のみをもって指導者の居宅を訪問し、カンファレンスの結果の指導以外に特段の指導を行わなかった場合は、精神科訪問看護基本療養費又は訪問看護基本療養費を算定しません。

月2回に限り

1回2000円

4. 利用料、利用者負担額（各種健康保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方について

①利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてにお渡しします。
②利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 訪問看護自己負担については、下記のいずれかの方法により請求月の末日までにお支払い下さい。 （ア）事業所指定口座への振り込み （イ）利用者指定口からの振り込み （ウ）現金支払い イ お支払いを確認しましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

※利用料の滞納

- （1）利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して14日間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- （2）利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、14日間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

5. 訪問する看護師等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご希望により、担当する訪問看護師等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者指名	大笹 太士
	イ 連絡先電話番号	0965-37-8603
	同ファックス番号	0965-37-8609
	ウ 受付日および受付時間	月曜日～土曜日 9:00～18:00 ※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12月29日～1月3日を除く

※訪問する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。原則、訪問看護師の担当制を行っておりません。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、各種保険証に記載された内容（保険者番号、記号番号、交付年月日、有効期限等）を毎月確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更いたします。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (5) 提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	大笹 太士
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に係る苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (8) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。
- (9) 前号の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そのさいの利用者の心身の状況並びに緊急や無得ない理由を記録します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

個人情報の保護と秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療 介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である機関及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ⑤従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報については、利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いません。 ⑥事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ⑦事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成にひつような範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。
--------------------------	--

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡 救急隊 警察等に必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに家族や緊急連絡先（重要事項説明書の緊急連絡先）等に連絡をするとともに、主治医への連絡を行う若しくは受診するなど必要な措置を講じます。全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします。

11. 身分証携行義務

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては担当学会等の中で、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13. 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

14. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に関わる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15. 相談支援専門員等との連携

指定訪問看護の提供にあたり、相談支援専門員 福祉サービス提供者及び保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携に努めます。

16. サービス提供の記録について

事業所は、利用者に対して提供したサービス内容及びその他必要な記録を整備します。
交付を希望される方は、事業所管理者までお問い合わせ下さい。なお複写物交付については、別途料金がかかります。（1枚10円 手数料300円）

17. サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】の通り）

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

（体制）

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとします。

事業所は、提供した指定訪問看護に関わる利用者からの苦情に対して、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等の調査に協力するとともに、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合等から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

（手順）

①利用者より連絡を受けた者が内容を確認する。

②管理者（所長：大笹太士）へ即時報告する。

③連絡を受けた管理者は、即時解決に向けて対応するものとする。

（2）苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション Blue Stars 所長：大笹 太士	・所在地：熊本県八代市松崎町266-4 ・電話番号：0965-37-8603 ・ファックス番号：0965-37-8609 ・受付時間：月曜日～土曜日 9：00～18：00 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 及び12月29日～1月3日を除く
--	---

サービス地域の福祉センター（福祉事務所）窓口	
【市町村（保険者）の窓口】 八代市役所 健康福祉政策課	所在地 熊本県八代市松江城町1-25 電話番号 0965-33-4003 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8：30～17:15
【市町村（保険者）の窓口】 八代市役所 障がい者支援課	所在地 熊本県八代市松江城町1-25 電話番号 0965-33-0294 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8：30～17:15
【市町村（保険者）の窓口】 氷川町役場 健康福祉課	所在地 熊本県八代郡氷川町島地642 電話番号 0965-52-5852 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8：30～17:15
【市町村（保険者）の窓口】 宇城市役所 福祉部 社会福祉課	所在地 熊本県宇城市松橋町大野85番地 電話番号 0964-32-1387 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 8：30～17:15
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所在地 熊本県東区健軍1丁目18番7号 電話番号 096-214-1101 受付時間 祝日・祭日・年末年始以外の 月曜日～金曜日 9：00～17:15

18. 本契約が終了する場合

本契約が終了する場合は以下のとおりとなります。

（1）本契約の終了事由

次の場合には、契約は終了します。

- ①主治医より、訪問看護終了の指示があった場合。
- ②利用者が死亡した場合。
- ③事業者または、利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ④利用者が、介護保険施設へ入所した場合。

（2）利用者の解除権

- ①利用者は、事業者に対し、いつでも本契約の解除を申し入れることができます。この場合には、14日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。ただし、主治医の指示に基づき、利用者の健康 生命に支障がない場合に限ります。
- ②利用者は、事業者もしくは従事者が、本契約第8条に定める守秘義務に違反した場合、ただちに本契約を解除することができます。
- ③利用者は、事業者もしくは従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、ただちに本契約を解除することができます。

(3) 事業者の解除権

- ①事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の採算の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約第1条に定めるこの訪問看護利用規約の目的を達することが不可能となったとき、14日以上予告期間をもって、この本契約を解除することができます。
- ②事業者は、利用者が本重要事項説明書第4項「利用料、利用者負担額（各種健康保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方について※利用者の滞納」②に該当した場合、直ちに本契約を解除することができます。
- ③サービス開始時及び利用中において、利用者が次に掲げる事項に該当する場合、事情の有無にかかわらず、利用の拒否をさせていただくことともに、ただちに本契約を解除することができます。
 - ア 利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合。
 - イ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用いて事業者の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
 - ウ 事業者の従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- ④事業者は、利用者又は利用者の家族、同居人その他の関係者が事業者の従事者、他の利用者、その他一切の関係者に対して以下の各号に定める迷惑行為を行い、事業者から相当な期間を定めて申し入れを行ったにもかかわらず、改善されない場合には、直ちに本契約を解除することができます。
 - ア 殴る蹴る、あるいは刃物を向ける等の身体的な暴力行為を行った場合
 - イ 危害を加える旨を告げる等の暴力的または脅迫的な言動を行った場合
 - ウ 性的な行為を要求し、あるいは自らの性的な欲求を満たす行為を行った場合
 - エ 過度の連絡、接触あるいは付きまとい行為等を行った場合
 - オ 義務のない事を行わせ、あるいは、違法又は不当と認められる要求を行った場合
 - カ その他、前各号に準じる場合

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	年 月 日
説 明 者	

上記内容について指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）」第5条の規定に基づき、利用者に本書面を交付し説明を行いました。

事業 者	所在地	〒866-0882 熊本県八代市松江本町3-12ファミール松江101
	法人名	合同会社 Find Strength
	事業所名	訪問看護ステーション Blue Stars ㊞
	管理者氏名	（所長） 大笹 太士 ㊞

※法人代表者が事業所管理者に権限を委譲いたします。

訪問看護（医療保険）提供を受けるにあたって、上記の内容の説明及び本書面の交付を受け同意します。また加算算定することにも同意します。

利用 者	住所	
	氏名	㊞

家 族 等	住所	
	氏名	（続柄： ） ㊞

